

はらから蔵王塾利用相談要綱（令和元年度版）

支援理念	働くことを通じて主体的に判断や行動が出来、地域で自立して生活ができるように支援する。	
支援方針	「介護や介護補助の仕事」又は「農業生産と製品加工及び販売」などの就労を可能とする支援を実践する。	
支援目標	<ul style="list-style-type: none"> ・食料を生産・購入し、自炊できる力を身につける ・出来る仕事（経験）得意な仕事（自信）やりたい仕事（希望）を見つける 	
事業案内	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス（厚生労働省管轄） ①自立訓練（生活訓練）：令和02年4月より2年間 ②就労移行支援：令和04年4月より2年間 ・4年間を目安として就労する力を身に付けます。 ※利用するには、各市町村の福祉サービスの支給決定が必要になります。 ※自立訓練から就労移行へ進む場合も同様です。
	定員	・10名（自立訓練）・10名（就労移行）
	場所	・蔵王町遠刈田温泉字八山4-395（蔵王山水苑内）
	利用日時	・火～土曜日の 9：00～16：00
	利用資格・対象	・受給者証を取得している（取得見込み含む）知的障害児・者。
	利用者負担	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の基準に従います。 ※福祉サービスの利用には一部費用が掛かる場合があります。 ・食費や教材費、行事費は実費負担になります。
	利用までのスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・利用相談申込期間： <ul style="list-style-type: none"> （第1次）令和元年10月1日（火）～31日（木） （第2次）随時受付（定員になり次第締め切り） ・利用相談会：期日は個別に連絡します。 ※はらから蔵王塾を利用するには、各市町村への相談が必要になります。 ・はらから蔵王塾利用手続き説明会：12月予定 ※利用開始には、障害福祉サービス等利用計画の作成が必要となります。
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・利用相談申込書を下記のホームページからダウンロードして頂き、必要事項をご記入の上、下記の「はらから蔵王塾」まで郵送または持参してください。 	
相談会内容	<ul style="list-style-type: none"> ・はらから蔵王塾の内容説明、面接相談（コミュニケーション、言葉、数など） ※筆記用具をご持参ください。 	

※ 利用料＝無料（昼食費など実費負担あります。）

※ GH利用料＝月7万円程度（1万円の補助金制度あります。）

※ 問い合わせ先 〒989-0916 宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字八山4-395
（蔵王山水苑内）はらから蔵王塾

電話：0224-26-6606 FAX:0224-26-6607

※ はらから福祉会ホームページ：<http://www.harakara.jp/>